

## **Green Energy "law" Network**

Toda Bldg. 4F, 1-21, Yotsuya, Shinjuku, Tokyo 160-0004, JAPAN, Phone: +81-3 5366-1186, FAX: +81-3 3358-5359

for immediate release

31 MAY 2002

### **地域の自然エネルギーを阻害する政府新法の無修正成立に抗議する** **「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の成立にあたって** **「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク・コメント**

CONTACT: 飯田哲也、大林ミカ

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3358-5359

(mobile: 飯田: +090-8944-5873, 大林: +090-7180-3242)

<http://www.jca.apc.org/~gen/>

~~~~~  
本日 5 月 31 日、政府提出の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（新エネ特措法）が参議院本会議で可決され、正式に成立した。

わたしたち自然エネルギーの普及促進に取り組む市民は、本法によって、地域の自然エネルギーの推進が阻害され、廃棄物発電（とくに廃プラスチック発電）が促進され、地球温暖化を進めてしまい、日本の自然エネルギー市場が壊されると指摘してきた。それにもかかわらず今回この法律が、政府提出の原案から全く修正されずに成立したことは、極めて残念である。

政府提出原案から修正されなかったもので、内容に対する問題指摘は、閣議決定時（3 月 15 日）にわたしたちが発表したコメントがそのまま当てはまるため、改めてここに問題点を指摘する。

#### **● 目的の「環境保全」に逆行し、温暖化対策に反する**

政府の地球温暖化対策推進本部の方針に盛り込まれている法律であり、目的にも「環境の保全に資する」ことが盛り込まれたにもかかわらず、廃棄物発電の拡大を促すなど地球温暖化防止に逆行する懸念がある。

#### **● RPS 制度それ自体の問題—自然エネルギーの普及拡大は阻まれる**

- ・ この法律の基本となった RPS（再生可能エネルギー供給量割当）制度は、多くの国々で普及拡大の実績がある固定価格買い取り制度と違い、ごく新しい制度で十分な実績がなく複雑な制度である。
- ・ 本来の RPS は、一般的に「割当」に「証書取引引き」がセットになる制度で、証書取引引きの部分で市場原理が働くと考えられるが、今回の法律には「割当」の設定だけで「証書取引引き」がなく「官僚に統制された闇市場」となり、RPS とすら呼べない。
- ・ 割当の設定方法が難しく自然エネルギーの普及効果は疑問である。

#### **● ゴミ発電が大部分を占め、風力などに壊滅的打撃を与える**

- ・ エネルギーの種類を分けずに一括で割当するため、安価で大規模なゴミ発電が大部分を占めることが明らか。
- ・ 風力・太陽・バイオマス・中小水力などの地域ごとに特色があり分散型で独自性がある小規模の自然エネルギーは、廃棄物発電に割当の枠を取られ、まったく伸びずに衰退する。

#### **● ゴミ発電増大は、廃棄物政策にも温暖化政策にも矛盾**

- ・ 本来減らすべきゴミに依存する廃棄物発電が大部分を占め、廃棄物の発生を抑制する政策と矛盾する。
- ・ 廃プラスチックなどの石油系廃棄物の燃焼によって、日本の二酸化炭素排出を 2%も増やしてしまう可能性がある（GEN 試算）。

#### **● 今あるささやかな自然エネルギーにも大打撃**

- ・ 多くの問題に加え、移行措置の配慮がないため、既に風力市場の失速が始まっている。

- ・まだ設置価格の高い太陽光発電は実質的にまったくの対象外となり大打撃。
- ・期待が大きいバイオマスは、廃棄物のなかに埋もれ、促進が阻害される。
- 官僚が密室で作った法律であり、官僚の裁量と監視を基本とする制度である。政治主導・地方分権・情報公開・市民参加のすべてに逆行している。

以下、今後の政省令の検討などに向けて、わたしたちが考える主な論点を整理しておく。

## 1. 公開の場での政省令の審議

本法は、廃棄物の取扱いを筆頭に、政省令で対応する事項が極めて多いため、今後、政省令を開かれた場で審議を尽くし、合意のもとで定めていくことが肝要である。したがって、政省令の検討について「公開の場で審議」することを強く要求する。

## 2. 政省令の審議への環境 NGO の参加

さらに、そうした公開の場で審議をすすめるとした場合、そこには自然エネルギー分野や地球温暖化問題で長く活動してきた環境 NGO など、市民団体の関係者が参加することが必須である。昨秋に開催された新エネルギー部会の下での小委員会では、市民団体が排除された経緯もあるため、実質的な協議の場への参加が必要である。したがって、公開の場での政省令の検討については「市民及び幅広い当事者を交えた審議」を行うことを強く要求する。

## 3. 検討過程などの情報公開

本法は、国民の関心の高い新エネルギー分野であるにも関わらず、情報公開が十分に規定されていないため、新エネルギーの対象を巡る審議状況や各電気事業者の基準利用量などについて、情報公開を定めることが必要である。したがって、政省令の検討では、「新エネルギーの対象を巡る審議状況や各電気事業者の基準利用量など基本的な情報については積極的に情報公開に努める」ことを求める。

## 4. 自然エネルギーの普及に資する透明な取り引き制度

本法では、本来の RPS が持つ「証書取り引き制度」の要素が消え、「肩代わり」（基準利用量）という概念が導入されている。これによって、同法を見る限り、自由かつ透明な取り引き制度は期待できず、業界の自主的運用に委ねられるのみであり、新エネルギー事業者にとって不利が予想される。したがって、政省令の検討では、「新エネルギーの普及に資する透明かつ自由な取り引き制度」が実現することを求める。

## 5. 利用目標に関わる付則について

本法付則第 3 条では、「肩代わり」（基準利用量）の規定があるにも関わらず、さらに電気事業者の基準利用量を緩和する措置が盛り込まれている。この措置が新エネ導入をさらに抑制することにならないよう、政省令の検討では確認を求める。

## 6. 新エネルギーの定義について

新エネルギーの定義を定める第 2 条では、第 2 項第 6 号に「その他」の新エネルギーを定めており、ここが廃棄物に該当するものとして国会では大きな議論となった。ところがこの「その他」の規定は、石油起源の燃料を排除するのみであり、他の化石燃料（石炭、天然ガス）や原子力には何ら言及していない。したがって、政省令の検討では、石油のみならず、他の化石燃料（石炭、天然ガス）と原子力は本法の対象外であることの確認を求める。

## 3 年後の検証と、固定価格買い取り型の法制度の実現を求める

私たちは、自然エネルギー促進にも温暖化防止にも役立たず、廃棄物抑制に逆行するこの法律に反対してきたが、今後は、3 年後の検証に向け、すでに普及拡大の実績があるドイツ型の固定価格による自然エネルギー買い取りを保障する法制度の実現を目指しつつ、この法律の影響を検証していく所存である。

以上